

添付資料05 入居者移転計画（基本手順）

本計画は入居者の移転に係る基本手順を示したものであり、事業者はこれを踏まえ、建替住棟等の工程を立案すること。なお、B棟の建設及び入居者移転事務は本事業の対象外です。

1 既存住棟等の解体撤去（第1期）

既存住棟（9-7棟及び9-11棟から9-13棟まで）の入居者のB棟（令和3年7月1日管理開始予定）移転完了後（令和3年9月1日用途廃止予定）、これらの住棟及び付属建物等（旧平針給水塔を含む。）の解体撤去を行う。

(本事業対象外)	B棟				
		移転			
【第1工区】	9-6棟解体撤去※	9-7棟解体撤去			(仮想敷地A)
	9-9棟解体撤去※	9-11棟解体撤去	9-12棟解体撤去	9-13棟解体撤去	(仮想敷地B)
【第2工区】	9-14棟	9-15棟	9-16棟	9-17棟	(仮想敷地C)
	9-8棟	9-10棟			(仮想敷地D)

※ 既存住棟のうち9-6棟及び9-9棟は既に移転完了済み。

2 第1工区建替住棟等の整備

第1工区（仮想敷地A及びB）にて、建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

【第1工区】	建替住棟等整備				(仮想敷地A)
	建替住棟等整備				(仮想敷地B)
【第2工区】	9-14棟	9-15棟	9-16棟	9-17棟	(仮想敷地C)
	9-8棟	9-10棟			(仮想敷地D)

3 既存住棟等の解体撤去（第2期）

既存住棟（9-8棟、9-10棟及び9-14棟から9-17棟まで）の入居者の第1工区建替住棟（管理開始時期は提案による。）移転完了後（管理開始から概ね2ヶ月後）、これらの住棟及び付属建物等の解体撤去を行う。

【第1工区】	建替住棟等				(仮想敷地A)
	建替住棟等				(仮想敷地B)
		移転			
【第2工区】	9-14棟解体撤去	9-15棟解体撤去	9-16棟解体撤去	9-17棟解体撤去	(仮想敷地C)
	9-8棟解体撤去	9-10棟解体撤去			(仮想敷地D)

4 第2工区建替住棟等の整備

第2工区（仮想敷地C及びD）にて、建替住棟等の整備を行い、県に引渡しを行う。

【第1工区】	建替住棟等				(仮想敷地A)
	建替住棟等				(仮想敷地B)
【第2工区】	建替住棟(等整備)				(仮想敷地C)
	建替住棟等整備				(仮想敷地D)